

令和8年9月10日

お客さま各位

ひまわり信用金庫

振替決済口座管理規定等の改正のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、下記のとおり各種規定を改正いたします。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正する規定

[①振替決済口座管理規定（間接参加者用）〔振決国債〕](#)

[②一般債振替決済口座管理規定（間接口座管理機関用）](#)

[③投資信託受益権振替決済口座管理規定（間接口座管理機関用）](#)

[④保護預り規定（取引残高報告書式）〔国債証券等〕](#)

[⑤保護預り規定（取引残高報告書式）〔投資信託〕](#)

2. 改正内容

上記①～③の「第3条の2」及び④～⑤の「第4条」の「同条15項に規定する法人番号」の記述を、「同条第16項に規定する法人番号」に改めます。

3. 改正日

令和8年10月1日

以 上